

関係各位

輸出入許可通知書等へ表示する通関関係書類の税関への提出要否識別について

本年7月1日から実施している輸出入申告における通関関係書類の簡素化（区分1「簡易審査扱い」とされた申告に係る通関関係書類の提出省略）に伴い、各輸出入申告において、通関関係書類の税関への提出要否の判断が必要となりましたが、NACCSの改変により、下記の通り輸出入許可通知書等への識別表示が可能となりますので、お知らせします。

記

1. 通関関係書類の提出が必要な旨の表示について

輸出入申告関連の業務において、審査選定で簡易審査扱い（区分1）に選定された申告で、通関関係書類提出が必要と判定された場合、「審査検査区分識別」欄の3桁目（検査区分識別）に「Y」（通関関係書類の提出要）が表示されます。

例示：「区分」欄に「1Y」と表示

2. 対象業務

(1) 輸入

① 輸入申告業務

（除：輸入（引取）申告、特例委託輸入（引取）申告、輸入（引取・特例）申告、特例委託輸入（引取・特例）申告）

② 予備申告

(2) 輸出

① 輸出申告業務

② 輸出申告変更業務

③ 輸出申告搬入後処理業務

④ 輸出許可内容変更申請業務

⑤ 輸出許可内容変更申請（積込港一括変更）業務

3. 通関関係書類の提出に係る弾力的取扱いについて

当該取扱いについては、10月末日をもって終了することとなります。10月末日より前に当該取扱いを取りやめる場合は、「区分1とされた輸出入申告に係る通関関係書類の弾力的な取扱い申出書」を提出した税関官署へお知らせ下さい。

【問合せ先】

東京税関業務部通関総括第1部門

電話 03-3599-6337

# 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化

～ NACCS を利用して輸出入申告を行う輸出入者等の皆様へ ～

本年 7 月より、NACCS を利用して行われる輸出入申告のうち区分 1（簡易審査扱い）とされたものに係る通関関係書類については、一部の申告を除いて、原則として、税関への提出を省略することとしておりますが、輸出入許可通知書に書類の提出の要否が表示されるまでの間は、区分 1 とされた輸出入申告であっても通関関係書類の提出を認める弾力的運用を行っております。

10 月 21 日（日）より輸出入許可通知書に提出の要否に係る表示がなされるとともに、電子インボイス業務に関する取扱いを変更することとしておりますのでお知らせします。

なお、上記弾力的運用は 10 月末日をもって終了することとなりますが、これより前に弾力的運用を取り止める方は、税関までお知らせ下さい。

## 輸出入許可通知書への書類の提出の要否の表示について

- 輸出入許可通知書の審査区分欄の数字「1」の後に、通関関係書類の提出要否を示す記号「Y」が表示されます。
- 「Y」が表示されている場合には、税関への通関関係書類の提出が必要となります。

（注）輸出入申告の入力に誤り等があった場合は、「Y」が正しく表示されないことがあります。

## 電子インボイス業務に関する取扱いについて

- 電子インボイス業務の入力項目について、品名欄に入力できる文字数を 100 桁から 200 桁に拡大するとともに、1 回に登録することができる品名数を 200 欄から 800 欄に増加します。